

令和 6 年 4 月 1 日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、小樽市病院事業の医療費等の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

小樽市病院事業管理者 並 木 昭 義



1. 委託した事務

小樽市病院事業の医療費等の収納事務

2. 受託する者の住所及び名称

(1) 住 所 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

名 称 株式会社 ニチイ学館
代表取締役 森 信 介

(2) 住 所 札幌市中央区大通西 1 0 丁目 4 番 1 6 ダンロップ SK ビル 4 階

名 称 弁護士法人みずなら総合法律事務所
代表弁護士 西 村 歩

3. 委託する期間

令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日